

# 船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成28年1月22日 08時00分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市両津漁港北東方沖 宮ノ埼灯台から真方位099° 6.1海里付近 (概位 北緯38° 11.3′ 東経138° 37.2′)
インシデントの概要	漁船仁徳丸は、えび籠漁の操業中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年2月10日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 仁徳丸、14.93トン
船舶番号、船舶所有者等	NG2-1780（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
インシデントの経過	<p>船長は、主機が停止したので、操舵室で始動キーを回したものの、主機が始動せず、機関室の燃料タンクを確認したところ、燃料がないことに気付いた。</p> <p>船長は、出漁前に燃料タンクの燃料油量を確認し、正確な残量は分からなかったが、両津漁港と漁場との往復程度であれば航行できるものと思った。</p> <p>本船は、予備の燃料を携行していなかった。</p> <p>本船には、操舵室の計器盤に燃料計がなく、また、燃料低下の警報装置は設置されていなかった。</p> <p>本船は、燃料タンクの油面計に目盛りが入っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、燃料が欠乏したことから、主機が停止したものと考えられる。</p> <p>船長は、燃料油の残量及び消費量を把握していなかったことから、航行中に燃料油が欠乏したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、燃料が欠乏したため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>船長は、本インシデント後、次の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4個ある燃料タンクのうち2個を予備タンクにすることにした。</li> <li>・ 燃料タンクの油面計に目盛りを入れて、油量を正確に把握できるようにした。</li> </ul>